

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

**緊急地震速報**

地震は「徳島県地震動被害想定調査」に基づく H17.3  
 津波は「徳島県沿岸における津波暫定値」に基づく H.23.12

- 教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、児童に連絡する。
- ・教室の出入り口を確保する。
  - ・大きな声での確な指示「頭の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
  - ・頭部を保護する準備（ヘルメット、座布団、教科書等）
  - ・机の下にもぐる。

**地震発生**

\*震度 7 弱を想定

**STEP 1**  
児童の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散などから護身を指示
- ・支援を必要とする児童（特支）へは要配慮
- ・安全確保の上、揺れがおさまったら、即避難開始

校内放送・ハンドマイク

「地震がおさまりました。児童のみなさんは先生の指示に従い、運動場の中央に避難しなさい。」

**津波発生**

**STEP 2**  
避難

第 1 波		第 2 波	
4 8	0 . 2	6 4	6
分	m	分	m

第 1 次避難場所 運動場  
 第 2 次避難場所 校舎 3 F  
 第 3 次避難場所 妙見山頂上

- ・即座に、第 1 次避難場所に上履きのまま、全校避難
- ・教職員は落ち着いて、各役割分担に基づき避難誘導、負傷者対応を行う。
- ・大きな声での確に指示（押さない・走らない・しゃべらない・もどらない）
- ・総括班は、津波に関する情報収集ができるようラジオ・ワンセグつき携帯電話を持参
- ・担任は緊急時等引き渡しカード、教頭・教務は、電話連絡のできる全児童・教職員名簿を持参
- ・地域住民が避難してきたときは、一緒に避難誘導する。
- ・第 1 次避難場所で危険なときは、第 2・3 次避難場所へ速やかに避難する。（校長）

校長（総括者）は、ラジオ・携帯等より得た情報に基づき第 2 次避難場所への決定を行う場合も想定しておく。

**STEP 3**  
安否確認

- ・児童の安否を確認する
- ・負傷者の確認と応急処置をする
- ・地震津波等の情報を継続的に収集する（第 1 波が最も大きいとは限らない）

**STEP 4**  
避難した後の安  
学校の対応

大津波警報・津波警報が解除になるまで避難場所で待機する。解除を確認してから  
 <学校が津波により使用できない場合は妙見山山頂または大塚スポーツパーク（ポ  
 カリスウェットスタジアムへ移動する>

- ・緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡。
- ・児童の安否に対する対処 警察・消防・医療機関への連絡。
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等，2次災害の危険性等
- ・教育委員会への連絡：児童及び教職員の安否及び学校内外の被害状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者への対応（対応窓口の一本化：校長または教頭）

<学校が使用できる場合は，学校へ移動する>

- ・上記に加え，校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合，避難所運営支援

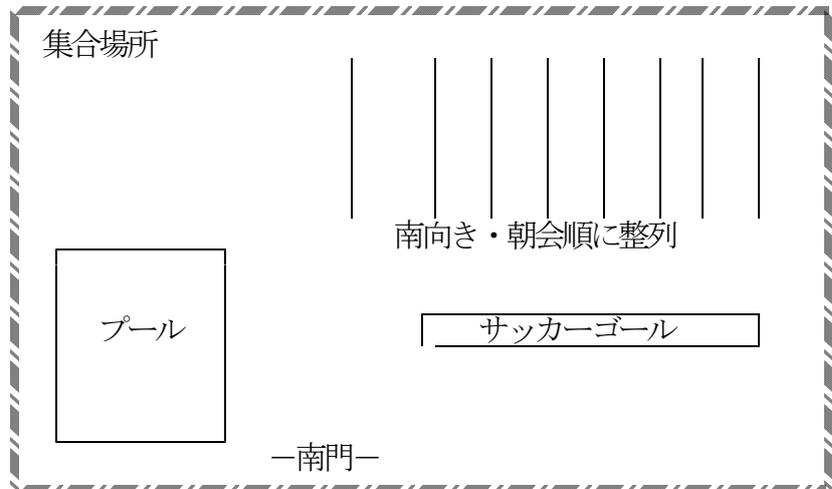
**STEP 5**  
 保護者への児童の引  
 き渡し

保護者へ以下の3点を連絡

方法：（まちcomiメール，電話，学校のHP，有線テレビ等）

- ①児童は全員無事，〇〇へ避難し待機中
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで，児童は待機させる。
- ③解除後，下校させるので<打ち合わせ通りの方法手順で>迎えに来てもらう。  
 （危険な場合は無理をさせない）

第1次 避難場所の隊形図（運動場）



地震発生時の児童の基本行動<授業中・休息中等>（常時指導を徹底する）

授業中 地震発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 あわてて外に飛び出したりせず，机の下に身を入れ頭を防御する。</li> <li>2 教師の指示により，校庭に避難する場合は火災時の避難時に準じて行う。</li> <li>3 避難は，落下物から身を守るためにヘルメット等を使用する。</li> </ol>
休憩中 地震発生	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教室・廊下・体育館等にいる場合                             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教室にいる場合は，ただちに机の下に身を寄せる。</li> <li>② 廊下・体育館にいる場合は，ガラス窓から離れ，廊下等の中央に身をふせ教師の指示により教室に戻る。</li> <li>③ 便所等にいる場合は，ドアを開き，その場で地震が終了するのを</li> </ol> </li> </ol>

	<p>待ち教師の指示により教室に戻る。</p> <p>2 校庭等にいる場合</p> <p>① 校舎や塀から離れ、頭を守ってふせる。</p> <p>② 地震動がおさまりしだい教師の指示で行動する。</p>
登下校時	<p>1 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。</p> <p>2 学校が近い場合には学校に登校する。ただし、校舎の破損がある場合には運動場で待機し、教師の指示に従う。</p> <p>3 自宅が学校より近い場合は、安全な方法を取り自宅に帰る。</p>
休日時	<p>1 身の回りにいる大人の指示に従い自分の身を守る。</p> <p>2 自宅が学校より近い場合は、安全な方法を取り自宅に帰る。</p> <p>3 保護者と自宅以外の集合場所を決めている場合は、保護者が指定した場所に安全な方法を取りながら急いで行く。</p>

地震発生時の児童の避難行動は原則として、次のものを基本とする。

<p>1 児童が机の下に身を防いだ時点で座布団等で防御措置をとらせ避難行動が容易に行えるようにする。</p> <p>2 校舎外への避難開始は、周囲の状況によるが、原則として本部からの命令により行うものとする。</p> <p>3 校舎外への避難方法は、校舎の一部倒壊等による出入口の封鎖及びその他の危険性がある場合は避難経路を即時に判断して行う。</p> <p>4 広域避難場所への避難開始は、公共機関の避難命令及び校長の判断により避難を開始する。</p> <p>5 広域避難場所への避難は、ロープを使用し、隊列を組み、学級担任が先頭に、担任以外の教師は隊列の左右に適宜位置し事故防止に努める。</p>
--

## 保護者への引き渡しについて

地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報が解除されている。</li> <li>・通学路の安全が確保されている。</li> <li>・公共交通機関が支障なく運行している。</li> </ul>
児童を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所：学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大津波警報、津波警報が発表されている。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> </ul>
児童を避難場所に待機させる場合は、避難場所で待機 引き渡し場所：津波の危険性がなくなった後、保護者へ引き渡す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎が地震により倒壊した。</li> <li>・大津波警報、津波警報が発表されている。</li> <li>・通学路の安全が確保されていない。</li> <li>・公共交通機関の運行に支障がある。</li> </ul>

(イ)地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法

引き渡し判断決定者：校長 担当者：各担任	
連絡方法・手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡網による電話連絡</li> <li>・電子メールを利用した一斉送信</li> <li>・地域防災放送を利用した一斉放送</li> <li>・災害伝言ダイヤルの活用</li> </ul>
連絡が取れない場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害掲示板に掲示する</li> <li>・保護者が迎えにくるまで、児童は学校に待機させる</li> </ul>

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法

引き渡し判断決定者：校長 担当者：各担任	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の確認（児童の氏名・生年月日・血液型等・・・）</li> <li>・引き渡しカードの受け取り者名を記入</li> <li>・児童の確認（児童に保護者か判断させる）</li> <li>・通学路の安全が確認できたら引き渡す。（大津波警報・津波警報発表時は、保護者も一緒に待機）</li> </ul>	

